

# ともに生きる

## 障害を持つ人との交流

12月9日「障害者の日」

人間一人ひとりが違うように、障害をもつ人もそれぞれ違います。障害をもつ人一人ひとりが別の人格をもつ人間なのです。また、ひとくちに障害をもつ人といつても、障害の種類や程度はさまざまです。

12月9日は「障害の日」。9日から15日までは「身体障害者福祉週間」です。これを機会に、障害のある人もない人も、ともに交流し、お互いの理解を深めていきたいものです。

### お手伝いをする前に



障害をもつ人が、何をどのよう手伝ってほしいと思うかは、障害の程度やその場の状況によって違います。ですから、障害をもつ人が介助を必要としていたとしても、いきなり体に触れたり、車イスを押すのは失礼でもあり、また相手を驚かせてしまわないともかぎりません。お手伝いをするときは、「お手伝いをしましよう」と、必ず声をかけてください。

### 目の不自由な人へのエチケット

### 耳の不自由な人へのエチケット

目の不自由な人を案内すると耳の不自由な人との会話方法には、手話や指文字を使う方法



12月の各相談室の開設日は、次のとおりです。お気軽にご利用ください。

### 健康相談(第2・4火曜)

12月10日(火) 上堺会館  
12月24日(火) 文化会館  
(午後1時半～午後3時)

### 教育相談(火毎曜)

12月3・10・17・24日  
(午後1時半～午後4時半)  
○ところ 中央公民館 談話室



※40歳以上の方は、健康手帳をご持ください。

## 年末・年始の業務日程

### ごみ収集

- ▶年末 横芝・大総地区 12月26日(木)まで
- 上堺地区 12月27日(金)まで
- ▶年始 横芝・大総地区 1月6日(月)から
- 上堺地区 1月7日(火)から

### し尿処理

- ▶年末 12月28日(土)まで
- ▶年始 1月6日(月)から

### 火葬・靈きゆう

- ▶年末 12月31日(火)まで
- ▶年始 1月4日(土)から

### 住民課窓口

- ▶年末 12月28日(土)まで
- ▶年始 1月4日(土)から
- (出生・死亡などの戸籍の届出は、休日でも受け付けます。)



のほかに、相手の唇の動きを読み取る口話法や筆記法などがあります。口話法で、意思を正確に伝えるためには、あなたの口腔がよく見える位置で、ジェスチャーを交えながら、いつもよりも口を開けてゆつくり話しましょう。

また、声を出さずに唇だけ動かしたり、大声を出して話すと、唇の動きは不自然になつて相手には分かりにくくなつてしまします。

口話法で意思が伝わらない場合は、手のひらや紙に文字を書いて読み合えば確実です。